

## 大津市延長保育事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育認定子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、当該児童が利用する保育所若しくは認定こども園又は地域型保育事業（居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所で行う保育（以下「延長保育」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 保育短時間認定子ども 保育認定子どものうち、保育必要量が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の者をいう。
- (2) 保育標準時間認定子ども 保育認定子どものうち、保育必要量が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の者をいう。
- (3) 小規模保育事業所A型 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第62号。以下「条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。
- (4) 小規模保育事業所B型 条例第31条に規定する小規模保育事業所B型をいう。
- (5) 小規模保育事業所C型 条例第33条に規定する小規模保育事業所C型をいう。
- (6) 夜間保育所 夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日付け児発第298号厚生省児童家庭局長通知）により設置された午後10時まで開所する保育所をいう。

### (補助対象者等)

第3条 この要綱による大津市延長保育事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、延長保育を実施する保育所若しくは認定こども園の設置者又は地域型保育事業を行う者とする。

2 補助対象者は、延長保育を利用する保育認定子どもに係る支給認定保護者に費用負担を求めることができるものとし、その負担方法及び額はあらかじめ定めなければならない。

### (職員)

第4条 延長保育を実施する場所（以下「実施場所」という。）が保育所、認定こども園又は小規模保育事業所A型である場合において配置しなければならない職員は保育士とし、当該保育士の数は、次の各号に掲げる保育認定こどもの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、実施場所が保育所又は認定こども園である場合は、延長保育を担当する保育士以外の保育士から支援を受けられる場合を除き、当該実施場所1につき2人を下回ることはいできない。

- (1) 満1歳に満たない保育認定子ども おおむね3人につき1人以上
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない保育認定子ども おおむね6人につき1人以上
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない保育認定子ども おおむね20人につき1人以上
- (4) 満4歳以上の保育認定子ども おおむね30人につき1人以上

2 前項に規定する保育士の数の算定については、次に掲げる者を、同項の規定により置かなければならない保育士の数の3分の1を超えない範囲で、保育士とみなすことができる。

- (1) 保健師、看護師又は准看護師
  - (2) 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者
  - (3) 保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者
- 3 実施場所が小規模保育事業所B型である場合において配置しなければならない職員は保育従事者（条例第31条第1項に規定する保育従事者をいう。以下同じ。）とし、当該保育従事者の数は、第1項各号に掲げる保育認定子どもの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、保育従事者のうち、半数以上を保育士としなければならない。
- 4 実施場所が小規模保育事業所C型である場合において配置しなければならない職員及びその数は、条例第34条第2項の規定の例によるものとする。
- 5 実施場所が家庭的保育事業所である場合において配置しなければならない職員及びその数は、条例第23条第2項の規定の例によるものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、延長保育の実施に要する人件費、給食費その他の経費とする。

2 補助金の額は、次に掲げる額を合計した額とする。ただし、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額が、当該合計した額を下回るときは、当該控除した額を補助金の額とする。

- (1) 保育短時間認定子どもの利用に係る額として別表第1により算定した額
- (2) 保育標準時間認定子どもの利用に係る額として別表第2により算定した額
- (3) 夜間保育所における保育標準時間認定子どもの午後10時以降の夜間保育所の利用に係る額として別表第3により算定した額

（交付申請書）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長に延長保育事業計画書を提出しなければならない。

2 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市延長保育事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

3 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 延長保育事業経費明細書
- (2) 延長保育事業平均児童数調書

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市延長保育事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市延長保育事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市延長保育事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市延長保育事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市延長保育事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市延長保育事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

(様式第7号)とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 延長保育事業経費明細書
- (2) 延長保育事業平均児童数調査

(承認通知書等)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市延長保育事業費補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市延長保育事業費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市延長保育事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市延長保育事業費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市延長保育事業費補助事業実績報告書(様式第12号)とし、補助事業完了の日から10日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならないものとする。

2 前項の実績報告書には、延長保育事業結果書を添付しなければならない。

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市延長保育事業費補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市延長保育事業費補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(事前交付請求に係る交付請求書)

第14条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市延長保育事業費補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市延長保育事業費補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市延長保育事業費補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(消費税等に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、速やかに市長に報告し、当該仕入控除税額に相当する額を市に返納しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後5年間、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿や日々の事業を利用した児童数、利用の事由等の実施状況に関する書類を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 時間延長型保育サービス事業実施要綱（平成6年12月14日制定）は平成10年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱は、国の子ども・子育て支援交付金及び滋賀県の地域子育て支援事業費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月29日から施行し、改正後の大津市保育所延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基盤整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月29日から施行し、改正後の大津市保育所延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基盤整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年9月22日から施行し、改正後の大津市保育所延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基盤整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月15日から施行し、改正後の大津市保育所延長保育促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行し、改正後の大津市保育所延長保育促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行し、改正後の大津市保育所延長保育促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行し、改正後の大津市保育所延長保育促進事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月15日から施行し、改正後の大津市保育所延長保育促進事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月29日から施行し、改正後の大津市延長保育事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行し、改正後の大津市延長保育事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行し、改正後の大津市延長保育事業費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、改正後の大津市延長保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行し、改正後の大津市延長保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行し、改正後の大津市延長保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第5条関係）

保育短時間認定子どもに係る補助基準額表（子ども1人当たり年額）

実施場所	事業区分	補助基準額
保育所又は認定こども園	1時間延長	18,800円
	2時間延長	37,600円
	3時間延長	56,400円
小規模保育事業所A型又はB型	1時間延長	13,100円
	2時間延長	26,200円
	3時間延長	39,300円
小規模保育事業所C型	1時間延長	16,600円
	2時間延長	33,200円
	3時間延長	49,800円
家庭的保育事業所	1時間延長	83,100円
	2時間延長	166,200円
	3時間延長	249,300円

#### 備考

- この表において「1時間延長」とは、保育標準時間認定子どもに係る通常の保育時間（以下「開所時間」という。）内において、延長保育時間が1時間以上2時間未満であり、かつ、延長保育時間内の1日当たりの利用者数の平均数（以下「平均利用者数」という。）が1人以上である延長保育事業をいう。

- 2 この表において「2時間延長」とは、開所時間内において、延長保育時間が2時間以上3時間未満であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が1人以上である延長保育事業をいう。
- 3 この表において「3時間延長」とは、開所時間内において、延長保育時間が3時間以上であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が1人以上である延長保育事業をいう。
- 4 保育短時間認定子どもに係る延長保育が、開所時間を超えて行われる場合にあっては、当該保育短時間認定子どもを保育標準時間認定子どもとみなして別表第2を適用する。

別表第2（第5条関係）

保育標準時間認定子どもに係る補助基準額表（実施場所1か所当たり年額）

実施場所		事業区分	補助基準額	
保育所又は認定こども園		30分延長	300,000円	
		1時間延長	1,665,000円	
		2時間～3時間延長	2,617,000円	
		4時間～5時間延長	5,491,000円	
		6時間以上延長	6,465,000円	
小規模保育事業所A型		30分延長	300,000円	
		1時間延長	1,336,000円	
		2時間～3時間延長	1,656,000円	
		4時間～5時間延長	4,244,000円	
		6時間以上延長	4,931,000円	
小規模保育事業所B型		30分延長	300,000円	
		1時間延長	1,336,000円	
		2時間～3時間延長	1,656,000円	
		4時間～5時間延長	4,244,000円	
		6時間以上延長	4,931,000円	
小規模保育事業所C型		30分延長	300,000円	
		1時間延長	1,336,000円	
		2時間～3時間延長	1,656,000円	
		4時間～5時間延長	4,221,000円	
		6時間以上延長	4,909,000円	
家庭的保育事業所	利用定員4人以上	(自園調理)	30分延長	200,000円
			1時間延長	589,000円
			2時間～3時間延長	1,054,000円
			4時間～5時間延長	2,643,000円
			6時間以上延長	4,248,000円
		(非自園調理)	30分延長	200,000円
			1時間延長	573,000円
			2時間～3時間延長	1,003,000円
			4時間～5時間延長	1,948,000円
			6時間以上延長	3,266,000円
	利用定員3人以下	(自園調理)	30分延長	150,000円
			1時間延長	302,000円
			2時間～3時間延長	552,000円
			4時間～5時間延長	1,798,000円
			6時間以上延長	3,059,000円

		(非自園調理)	30分延長	150,000円
			1時間延長	287,000円
			2時間～3時間延長	502,000円
			4時間～5時間延長	1,103,000円
			6時間以上延長	2,078,000円

備考

- 1 この表において「30分延長」とは、次項から第5項までに掲げる延長保育事業のいずれにも該当しないものであって、延長保育時間が30分以上であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が1人以上であるものをいう。
- 2 この表において「1時間延長」とは、延長保育時間が1時間以上であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が6人(午後10時以降の延長保育にあつては、2人)以上である延長保育事業をいう。
- 3 この表において「2時間～3時間延長」とは、延長保育時間が2時間以上4時間未満であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が3人(午後10時以降の延長保育にあつては、1人)以上である延長保育事業をいう。
- 4 この表において「4時間～5時間延長」とは、延長保育時間が4時間以上6時間未満であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が3人(午後10時以降の延長保育にあつては、1人)以上である延長保育事業をいう。
- 5 この表において「6時間以上延長」とは、延長保育時間が6時間以上であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が3人(午後10時以降の延長保育にあつては、1人)以上である延長保育事業をいう。
- 6 第2項に掲げる延長保育事業に該当し、かつ、前3項に掲げる延長保育事業のいずれかに該当する場合にあつては、補助基準額が大きい方の事業区分を適用する。



### 別表第3（第5条関係）

夜間保育所の午後10時以降の利用保育標準時間認定子どもに係る補助基準額表（実施場所1か所当たり年額）

夜間保育所	30分延長	300,000円
	1時間延長	1,893,000円
	2時間～3時間延長	2,845,000円
	4時間～5時間延長	5,605,000円
	6時間以上延長	6,465,000円

#### 備考

- 1 この表において「30分延長」とは、次項から第5項までに掲げる延長保育事業のいずれにも該当しないものであって、延長保育時間が30分以上であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が1人以上であるものをいう。
- 2 この表において「1時間延長」とは、延長保育時間が1時間以上であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が2人以上である延長保育事業をいう。
- 3 この表において「2時間～3時間延長」とは、延長保育時間が2時間以上4時間未満であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が1人以上である延長保育事業をいう。
- 4 この表において「4時間～5時間延長」とは、延長保育時間が4時間以上6時間未満であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が1人以上である延長保育事業をいう。
- 5 この表において「6時間以上延長」とは、延長保育時間が6時間以上であり、かつ、延長保育時間内の平均利用者数が1人以上である延長保育事業をいう。
- 6 第2項に掲げる延長保育事業に該当し、かつ、前3項に掲げる延長保育事業のいずれかに該当する場合にあっては、補助基準額が大きい方の事業区分を適用する。

大津市延長保育事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者名



大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市延長保育事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 額 ( 内 訳 )	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1)延長保育事業経費明細書 (2)延長保育事業平均児童数調書

大津市延長保育事業費補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市延長保育事業費補助金の交付について、次のとおり

決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を得ること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。

注1 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

2 交付条件の項については、国の子ども・子育て支援交付金及び県の地域子育て支援事業費補助金の交付条件を勘案して必要な条件を追記する。

大津市延長保育事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市延長保育事業費補助金について、次のとおり交付し

ないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市延長保育事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市延長保育事業費補助金につ

いて、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市延長保育事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市延長保育事業費補助金につ

いて、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

大津市延長保育事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 所在地

名称

代表者名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市延長保育事業費補

助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1)延長保育事業経費明細書 (2)延長保育事業平均児童数調書

大津市延長保育事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市延長保育事業費補

助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり

申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 延長保育事業経費明細書 (2) 延長保育事業平均児童数調書



大津市延長保育事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市延長保育事業費補

助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
承 認 し た 変 更 内 容	
承認に係る事業の変更年月日	年 月 日

大津市延長保育事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市延長保育事業費補

助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定

により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第10条関係）

大津市延長保育事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市延長保育事業費補

助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2

項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第10条関係）

大津市延長保育事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市延長保育事業費補助

事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13

条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市延長保育事業費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

補助事業者 所在地

名称

代表者名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市延長保育事業費

補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
添 付 書 類	延長保育事業結果書

大津市延長保育事業費補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市延長保育事業費補

助事業について、次のとおり大津市延長保育事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第

15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市延長保育事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

補助事業者 所在地

名称

代表者名



年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市延長保育事業費補助金に

ついて、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市延長保育事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

補助事業者 所在地

名称

代表者名



年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市延長保育事業費補助金に

ついて、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前一括（分割）して交付を

請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	



大津市延長保育事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市延長保育事業費補助金につ

いて、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市延長保育事業費補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市延長保育事業費補助金につ

いて、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市延長保育事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。